

公益財団法人味の素食の文化センター  
役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人味の素食の文化センター(以下「本センター」という。)の定款第 13 条及び第 26 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本センターは、役員等の職務執行の対価として、別表の基準により、報酬等を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第 4 条 常勤役員に対する報酬等は、月額をもって支給するものとし、非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、支給要件の発生の都度、本人へ直接支給、又は本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(講師、原稿執筆等謝金等)

第 5 条 役員等に対して本センターより定款の定め職務とは別に特別の任務として講師、原稿執筆等を委嘱した場合には、別に定める規程に基づき謝礼、旅費を支給することができる。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(2013 年 4 月 1 日)

2014 年 6 月 19 日改定

2015 年 6 月 4 日改定

2020 年 6 月 25 日改定

2021 年 12 月 27 日改定

別表：役員及び評議員の報酬基準

1. 常勤役員 年間報酬総額一人あたり 25,000,000 円を限度とした金額
2. 非常勤役員 理事会または評議員会等への出席（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 96 条および第 194 条に規定されている決議の省略も含む。）の都度、謝金として一人あたり 150,000 円を限度とした金額。ただし、同日開催の場合は 1 回の出席と見做す。
3. 評議員 評議員会出席（法人法第 194 条に規定されている決議の省略も含む。）の都度、謝金として一人あたり 150,000 円を限度とした金額